

## 論点に対する回答

分 野	地方公共団体への公金納付のデジタル化
省 庁 名	こども家庭庁
<p>認定こども園利用料及び保育園保育料（以下「貴庁関係公金」という。）については、経済界より全国共通の取扱いとすべきとの提言がある（参考資料 7 の 30 頁）。</p> <p>これを踏まえ、公金納付者（国民・民間事業者）・金融機関の公金納付における利便性・効率性を向上させる観点から、地方公共団体の事務効率性向上も踏まえ、下記の論点につき回答されたい。なお、回答にあたっては、以下を踏まえたものとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● R5/6/1 規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」とそれに関する閣議決定（参考資料 2、3）</li> <li>● 「ローカルルール」の問題に対する「所要の法令上の措置」について、自治事務の観点からの総務省見解など（参考資料 4、5）</li> <li>● 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会議事概要における意見交換（参考資料 8）</li> </ul>	
<p><b>【論点 1】</b>「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」について</p> <p>貴庁は、上記連絡会議の構成員ではないとのことであるが、上記経済界からの要望を踏まえ、今後上記連絡会議の構成員として、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組に参加するべきではないか、貴庁のお考えをご教示いただきたい。</p>	
<p><b>【回答 1】</b></p> <p>「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」について、弊庁が構成員ではない旨を同会議の事務局を務めるデジタル庁及び総務省から聞いている。</p> <p>今後の上記連絡会議への参加については、同会議の事務局を務めるデジタル庁及び総務省における構成員に関する整理を踏まえ、必要に応じて対応を</p>	

検討する。

**【論点2】 貴庁関係公金の立法措置について**

貴庁関係公金に関する立法措置の概要あるいは上記の経済界からの要望に対する今後の方針についてご教示いただきたい。

(※【回答3】と併せて回答していただいても差支えない。)

**【論点3】 貴庁関係公金につき、全ての地方公共団体に対し eLTAX を活用して納付可能とすることについて**

(1) 【論点3】の実現に向けた取組として、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行うことの可否如何。また、この取組による【論点3】の実現時期如何。この実現時期につき、公金収納開始時期（遅くとも令和8年9月）と同時期とできるか。

(2) 【論点3】の早期かつ確実な実現に向け、貴省関係公金につき全地方公共団体に eLTAX による公金収納を義務付けることを法令で規定すること、またその時期を本件の立法措置と合わせ令和6年とすることも考えるが、これらの可否如何。また費用対効果の観点からの問題点（もしあれば）及び対応策如何。

**【回答2及び3】**

デジタル庁及び総務省においては、eLTAX を活用した納付についての必要な規定の整備について検討されているものと承知している。弊庁の所管法令においては、認定こども園利用料及び保育園保育料の徴収方法についての規定はないため、特段の法令上の措置は要しないと考える。

「所要の法令上の措置」について、デジタル庁及び総務省からの回答のとおり、「現行の地方公共団体の事務処理の実態を含め、地方公共団体の意見を聴いて検討することが重要である」とされているところである。認定こども園利用料及び保育園保育料の納付方法は、各地方公共団体によって異なり、また、複数の方法を併用しており、eLTAX を活用した公金収納を実施するにあたり、団体によって必要となる対応が様々であることから、実現時期についての見通しを回答することは困難であり、費用対効果の観点からも団体ご

とに十分な検討を要している。